

6 佐保福第 246 号  
令和 6 年（2024 年）8 月 20 日

病院長  
救急告示診療所長  
佐久広域連合消防本部消防長  
医師会長

} 様

長野県佐久保健福祉事務所長

医療機関において一時的に救急患者の受入れが困難になった場合の  
情報伝達方法の変更について（依頼）

本県の健康福祉行政につきまして、日頃から格別なご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

各医療機関において一時的に救急患者の受入れが困難となった場合、当該医療機関から佐久広域連合消防本部に FAX し、同消防本部から FAX にて他の医療機関等に伝達することとなっています（平成 30 年 1 月 22 日付け 29 佐保福第 328 号佐久圏域医療対策協議会長、長野県佐久保健福祉事務所長連名通知）。

この方法では同消防本部の業務に大きな支障をきたしていることから、FAX による情報伝達から「ながの医療情報 Net」での情報共有への変更について、過日、関係機関の皆様にご意見を照会したところ、対応が困難であるとのご連絡はありませんでした。

つきましては、今後、下記の方法による情報伝達方法に変更することとしますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、情報の精度向上のため、入力可能な限り即時入力いただきますようお願いいたします。また、あらかじめ応需情報を予約入力できる「予定登録」機能も搭載されていますので、ご活用ください。

記

1 救急患者の受入れが困難となった医療機関

- （1）「ながの医療情報 Net」において「応需一時休止」を入力する（科目別を選択可能）。状況に応じて、応需情報の特記事項欄にも補足入力する。
- （2）受入れ困難な状況が解消され次第、「ながの医療情報 Net」において「応需一時休止」を解除する。

2 佐久広域連合消防本部及び他の医療機関

患者の受入れを他の医療機関に依頼する場合、「ながの医療情報 Net」において応需状況が一時休止中になっていないかどうかを確認してから依頼する。

3 変更日

令和 6 年 9 月 2 日（月）

（問合せ先）

担 当 総務課総務係 南沢、小澤

電 話 0267-63-3162（直通）

F A X 0267-63-3221

E-mail sakuho-somu@pref.nagano.lg.jp